

本取引条件書には売主の責任制限条項が規定されています。

## 1. 総則

- 1.1 売主および買主は、製品およびサービスに関するすべての問題について本取引条件が適用されることを確認する。本取引条件は売主と買主との間の書面による合意によるものとしてのみ修正または補正することができる。明確に書面により反対の内容の合意がない限り、売主は本取引条件において買主と契約を結ぶのみし、それ以外の買主により提案された条件を受領しないものとする。
- 1.2 本取引条件において、他に特別の規定がない限り、用語については2000年版インコタームズに規定されているものと同じ意味とし、また、下記のとおり、定義する。

「関連会社」とは、その組織の種類を問わず、支配あるいは被支配関係にあるものを意味する。

「買主」とは製品を購入する者をいうが、または代理人店を通じての場合は、代理人と本人とを連帯したものを意味する。

「FAQ」もしくは「埠頭渡し」とは製品が埠頭に、あるいは買主が自由に指定する船積み港に置かれたときに引き渡しが発生し、売主が輸出のために製品を通過させる必要がないということの意味する。

「製品」とは売主の書面による見積書に記載される製品およびそれらの一部を意味し、それらの梱包材および代替製品も含む。

「売主」は「アクゾノーベルコーティング株式会社 International Paint 事業部」を意味する。

「サービス」とは製品に関連し、売主により、または売主に代わって提供される技術的なアドバイスを含む。それは買主に提供される具体的なアドバイスと、売主の技術資料文書にあるアドバイスを含み、買主側の現場、もしくは第三者の敷地で売主の技術者により提供されたものも含む。

「仕様」とは、売主の見積書面に含まれる仕様または売主により提供されるその他の書面による仕様を意味する。

## 2. 納入および業務履行

- 2.1 見積りにおける納入日または発送日は、書面にて「保証済」と記載されていない限り保証されない。
- 2.2 納入は、売主が納入の前に指定する場所あるいは売主が了解した場所で行われるものとする。別段の合意のない限り、製品の荷下しは買主の責任において行う。

2.3 梱包材は、売主による別段の書面による合意がなければ、返品不可とする。特別の梱包材の要望については追加料金が課せられるものとする。

- 2.4 第8条を除き、毎回の納入および業務の履行は個別の契約として扱われるものとする。別段の書面による合意がない限り、売主は部分的に納入および業務を履行できるものとし、売主によるいかなる不履行、未納入、もしくは関連する契約違反は他のいかなる納入にも影響しないものとする。買主は製品の納入を同意した日付あるいは売主により見積もられた日付、あるいは、それらの日付が何もない場合は、妥当な期間内に受け取るものとする。買主は製品保管料のすべてを、また買主の契約不履行により生じるその他の費用（保険費用を含む）を負担するものとする。

2.5 納入の証明はそれぞれの場合に以下の書類で行うものとする：(i) 製品がFAS、FOB、FAQで取引される場合もしくは買主の代理店へ販売される場合は、船積み船荷証券、本船受取証、もしくはかかる納入の証明となる他の文書 (ii) 売主またはその運送業者が何らかの理由で納入地に船積製品を下ろすことができない場合は、製品倉庫の受領証、(iii) 製品がCIFまたはCFR(C&F)で取引きされる場合は受領済の船荷証券あるいは貨物受取証、あるいは(iv)上記の他の場合はすべて、運送業者からの受領書。

2.6 売主が製品の輸出に必要なライセンスを取得すると約束した場合、買主はかかるライセンスを遵守し、その他必要なすべてのライセンス、許可証について同意書（その他すべての輸出/輸入ライセンスを含む）を取得し、遵守するものとする。

## 3. 価格および支払い

- 3.1 価格には特別の定めのない限り、消費税、関税、その他の税金、費用は含まれない。配送料は実費負担あるいは書面で合意された内容の通りとする。買主は、「航行中の船積み在庫」(Sea Stock)として製品を受取る船舶は、付加価値税およびその他の関税なしでかかる在庫を受取る権利があることを保証するものとする。

3.2 売主による書面の別段の合意がない限り、支払い期限は請求書の日付から30日以内とする。売主は発送前もしくは業務履行前に担保を要求することができる。

3.3 支払滞りは、当事者の合意により決めるものとし、現実の支払日か支払期日のうちの早い方の日の、関連するロイヤリティの為替画面に表示のある（あるいは、そのような為替相場の画面がない場合は、HSBC銀行が提供する外国為替市場による）為替現物相場を適用する。売主は支払いの遅延による為替損害を回復する権利を留保する。

3.4 契約上で価格が固定されていない限り、売主は、受注日後で発送または履行前に発生する売主のコスト上昇または価格表の全面的改定（価格上昇）に従って、未配達の内容の貨物、および未履行のサービスについて価格を上げることができるものとする。買主は、受注日以後に生じた配送料の値上げによる増加額を支払うものとする。

3.5 第7条2項の場合、第2条4項は適用しないものとし、製品の所有権が買主に移転しているか否かに関わらず、買主が売主に対して負担する未払債権はすべて、直ちに期限が到来するものとする。

3.6 買主が支払期日を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日に年18パーセントの割合による損害金を売主に対して支払ふ。これにより、売主の他の権利の行使を妨げるものではない。

3.7 売主は、買主から受領した金額を（買主により売主の指定があるか否かかわらず）買主の売主に対する債務のいずれかに充当させることができるものとし、他のいかなる権利も救済も侵すことなく、買主に対する書面の通知により、製品供給について買主あるいはその関連会社が買主に対して負担する債務と、買主またはその関連会社が売主またはその関連会社に対して有する債権の一部もしくはすべてを相殺することができるものとする。いかなる事情があっても、買主からは支払いを保留したり相殺することができない。

3.8 買主は、売主が買主から債権を回収するために支払った全額の経費、料金、費用および法的

コスト（船舶の差押費用も含むがこれに限定されない）を売主に補償するものとする。

## 4. 保証

- 4.1 サンプルや旧（廃止）製品もしくは標準製品として販売された製品を除き、売主は納入時に製品が良好な材料を用いて適正に製造された適合商品として販売され、および、売主が当時、発表していた製品データシートの基準を満たし、その使用目的に適合し、相当な注意を持って作成された仕様を満たしているということを保証する（以下「保証」と称す）。
- 4.2 売主は、製品の仕様書において、そのように明記されている場合以外は、買主による特定目的もしくは買主が意図する使用に製品が適合していることを保証しないものとし、買主は上記を理解する。製品が、売主によって供給されたか、あるいは売主が了解したサンプル品に適合している場合、かかる製品は保証を満たしていることと見なされるものとする。

## 5. 責任制限

5.1 買主が、製品とサービスに関する売主の指示を厳格に遵守していることを売主に証明しない限りは、売主は第4条に記載されている法的責任を負わないものとする。製品が保証を満たしていないという通知がなされた後に使用された製品に関しては、売主は第4条に記載されている法的責任を負わないものとする。

5.2 買主は製品が納入された後、できるだけ早急に製品を調査するものとする。買主はその後、直ちに売主に製品の不完全な納入、未着、紛失、輸送中の損害、重量や品質不足、あるいは製品が保証を満たしているか否かを通知するものとし、また製品に問題があった場合、買主は、売主に対し、その納入に含まれる当該製品のすべて、あるいは一部を拒否する権利を与えられるものとする。買主が前述の内容のいずれかに気がつき、もしくは気がつくべきであった日から30日以内に、売主にそのように通知しない限り、買主は通知されるべきであった事情に関するすべての請求権利を放棄したものと扱われるものとする。かかる通知が行われた場合、買主がかかる状況が発生したことに気づきあるいは気づくべきである時から2年以内に売主に対して訴訟が提起されていない限り、売主に対し、製品、サービスおよび取引契約に関していかなる法的措置もとることができないものとする。

5.3 上記の30日以内の通知が行われた場合において、製品が保証を著しく満たしていないということと売主が確認した場合、売主はかかる不履行を是正する十分な機会を与えられるものとする。かかる不履行が是正されない場合、売主は、買主の選択により購入価格（あるいは、製品が売主の不履行以外の理由で減価し、もしくは既に使用、処理加てられている場合は、購入価格の妥当な一部分を）を返金するか、もしくは、実務的に可能であれば、製品の全部もしくは全てを妥当な期間内に無料で交換するものとする。かかる是正、返金もしくは製品の交換は、第5条6項の場合を除いては、売主の不履行における唯一の法的責任であり、それらにかかると額のような場合でも問題となっている製品の請求書上の価格の3倍を超えないものとする。

5.4 保証内容を満たしていないおそれのある製品は、売主による検査のために可能な限り保存され、売主が検査のための返品を要請した場合、売主の費用負担で、売主に返品されるものとする。買主は、可能な限り、売主に対し、かかる正当な検査の機会を与えることとし、その権利を与えない場合は、前述の権利を放棄したと見なされるものとする。

5.5 いかなる状況においても売主は以下の場合、法的責任を負わないものとする。

- (a) 売主により供給された製品が他の製造者もしくは供給者の製品と不適合である場合、
- (b) 買主もしくは第三者から施された不適切ないしは誤った表面処理やコーティング処理、あるいは買主もしくは第三者の欠陥機器や欠陥製品の場合、
- (c) 売主が行った特定のサービスとは関連せずサービス、仕様、契約に関連してなされた説明、アドバイス、援助に関する場合、（他に書面の合意がない場合、売主が特にサービス料を請求した場合、売主は相当な注意と技術を用いてサービスを提供するものとし、損害賠償等の法的責任はかかるサービス料の返金に制限されるものとする。）
- (d) 第三者による監督もしくは品質管理に問題が生ずる場合。

## 6.

- (a) 売主は、法律によって買主（消費者として取引を行う買主についても含む）と売主の間で排除もしくは制限することが禁止されている責任については排除、制限してはならない。
- (b) 買主は、消費者保護法の下で消費者に認められており、売主が排除もしくは制限できない権利に関してクレームがあった場合ただちに売主に知らせるものとする。その上で売主は、売主からの配達時に製品に不具合があった場合（適用する法が意味する範囲内で）に買主に対して責任を負うのみとし、買主の行為または不作為により生ずる損害については責を負わないものとする。

5.7 売主の他のいかなる責任の制限を侵害することなく（効力の有無を問わず）

(a) 売主は、どのような場合であっても（売主に不履行のある場合を含む）利益、使用機会、契約、営業権、ビジネス、見込まれる費用節約に関して生じた損失、原状回復費、第三者からのクレーム（第5条6項を前提とする）、もしくは製品、仕様、サービス又は契約の間の法的、結果的な損失についての責を負わないものとする。

(b) 第5条3項及び第5条6項に規定されている場合を除き、製品、仕様、サービス又は契約について売主が負担する損害賠償の総額は、販売された製品の金額を上限とする。

5.8 第8条及び第7条1項において規定される買主の法的救済は、ここで明確に除外されているところの製品、及びサービス（満足できる保証、買主への合致、サンプルや説明との整合性、ケアやスキル、又は表示の遵守を含むがそれに限ることなく）に関連する他のいかなる保証、義務、表明、責任、条件（明示されたものか、合意か、契約上のものか、不法行為か、その他の場合も）に代わるものとする。

5.9 これらの条件に明確に記載されていない限り、買主の唯一の救済は損害賠償金によりなされるものとする。

## 6. 売主の合理的な支配を超える事由

売主は売主の合理的な支配を超えて、売主の契約遵守を妨げ、制限する状況に起因する（売主の怠慢に関するか否かを問わず）契約の不履行に対する責任を負わないものとする。また、売主は、売主のかかる責任の遂行能力が著しく損なわれている場合、合理的な範囲で、かつ、損害賠償をともなうことなく契約上の責任の全部または一部を解約又は保留することができる。

## 7. 解約と保留

7.1 買主が遅延を引き起こしたか、もしくはその一因となった場合を除き、製品が買主のために特別に製造又は改良されなければ、買主は（売主の唯一の救済として）、契約数量の残に影響を与えない限り、売主から「保証する」と書面に記載された日付または、あるいは売主が示唆した日付もしくは売主の書面による見積書に明記された日付から60日以内であればまた発送されていない分割船積み製品に関しては売主に通告することにより、契約を解約することができる。

7.2 売主は以下の状況においては、（その他の権利や救済の権利を侵害することなく）契約全体あるいは未処理部分の契約を解約するか、履行を、保留することができる。又売主は製品のそれまでの出荷に関するクレームについて調査が行われている間、納品やサービスの供給を保留することができる。ただし第2条4項はこの状況には適用しないものとする。

(a) 買主が製品の受領を怠ったり、製品またはサービスへの支払いを期限に行わなかった場合、もしくは他の契約の条件または条件に違反した場合

(b) 買主が破産もしくは支払不能に陥った場合、もしくはは破産管財人、管理者あるいは抵当権者が買主の資産の重要な部分を占有するか、それと類似する状況に陥った場合

(c) 第7条2項(b)の中的事態が発生したか、将来発生する、もしくは買主が期限内に製品やサービスに対する支払いをしないであろう事態が発生されるような合理的理由が売主にある場合において買主に対しそのように通告した場合、

(d) 契約において価格が固定されている場合、売主の合理的支配を超えるような状況により、契約日と発送日の間で、売主の製造費または製品、サービスの供給の費用が大きく増額した場合において、売主が増額を買主に通告し残りの納品についてかかる増価を認知するための合理的な調整をしたにもかかわらず30日以内に売主と買主が同意にいたらなかった場合

7.3 買主は第7条2項(c)に基づき通告後3営業日以内に売主に契約価格に相当する担保を提供し、売主がそれを受け入れた場合、売主は通告を撤回するものとする。

## 8. 所有権と危険負担の移転

8.1 製品の引渡後に生じた製品の滅失、毀損、盗難、紛失等については買主が危険を負担する。売主は製品の所有権を以下の時点まで保留するものとする。

(a) 売主が製品及び、その他買主から売主へ当然支払われるべきものすべての支払いを何らかの形で全額受領した時点、

(b) 製品が同一のものであると識別できなくなるほど混合、加工、使用され、あるいは回復できないほかのものに組み込まれたり他のものと調査されたり、もしくは他のものに適用された時点、

(c) 買主が、通常の取引員として、何ら悪意を有することなく非関連会社である第三者に対して製品を販売した時点。

8.2 所有権が買主に移転するまで、買主は通常のすべての危険に対処するため、完全な製品交換に相当する額まで製品に対して保険をかけるものとする。買主は通常の取引員においてのみそれらを販売、使用、もしくは占有を移転するものとし、合理的に可能な場合には、それぞれの納品を別個に行い、それらを売主の所有物として明確に特定するものとする。売主が所有する製品について買主から受取った保険金は売主のために別個に管理される。第7条2項に記載される状況の場合は、所有物の販売、使用、あるいは占有を移転する買主の権利はただちに終了するものとする。売主は、他の救済の権利を侵害することなく買主の敷地に立ち入りそれらの製品を回収し、かかる製品を販売することができる。

## 9. 第三者からの請求とその処理

9.1 買主は製品に関して、売主の承認を得ずして、売主が保有し使用している登録商標もしくは商号をいかなる方法においても使用してはならない。

9.2 買主は、下記(i)、(ii)により売主が被るいかなる損害に対しても、売主を補償するものとする。

- i) 買主の資産を製品に組みこむこと、又は製品に関して買主からの仕様その他の指示を遵守することによるもの
- ii) 第5条6項に規定される条件や売主の悪意の不履行の場合を除いて、買主による又は買主のためになされた製品の使用、又は取り扱いかから生じたもの。

9.3 各当事者は、本契約におけるあらゆるクレーム（第5条6項を含むがその限りではない）を速やかに相手方に通知し、損害を最小限に抑えようとは回避するための合理的な措置をとるものとし合理的な条件において、和解交渉やその他の行為をとることとする。

## 10. 情報と法の遵守

10.1 買主は、すべての製品が買主によって安全かつ合法に受領され、維持保管され、使用、変更されることを保証し、それに関して売主の所有する関連情報を取得するものとする。

10.2 買主は、すべての必要な安全情報（それが売主、買主、あるいは他から供給されたに関係なく）が消費者やその他製品の安全使用及び取扱いのためにそれと必要とするすべての人（買主の雇用者や下請業者を含む）に伝えられ、その注意を喚起することを保証し、買主の注文を遂行するために売主にとって必要なすべての情報や援助をただちに売主に提供するものとする。

## 11. その他

11.1 買主は、売主からの書面による事前の合意なくして、本契約を譲渡できない。

11.2 通知は、書面にて、売主又は買主の住所宛に送られなければならないものとし、直接交付およびファクシミリ（受領の確認を前提とする）の場合は送信日から1営業日目に、ファーストクラスまたは速達郵便での送付の場合、買主又は売主の住所宛に投函した日から5営業日目に受領されたときとみなされるものとする。買主が納品書を受領する際に何らかの条件等を付加したとしても、それはクレームの通知とはみなされず、売主がそのクレームを受領したときとみなされない。

11.3 売主が、本契約の条項の権利行使を行わないことがあっても、それは売主の権利の放棄とはみなされず、違反の是認とも解釈されない

11.4 本契約のいずれかの条項が無効か履行不可能と判明した場合、かかる条項は法律で許容される最大範囲において効力を持つものとし、またはそれが許可されない場合は、削除されるものともみなされる。

## 12. 準拠法および裁判管轄

本契約は日本の法律に従って解釈され、実施されるものとする。本契約により予定される取引に関しては、「国際物品売買契約に関する国連条約」は適用されない。本契約から生じ、又はそれに関する紛争は東京地方裁判所の専属管轄に服するものとする。但し、売主が、法律により管轄権を有する他の裁判所に訴訟を提起することを妨げない。